

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成27年10月21日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	3件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500251号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500093号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年12月1日から平成6年12月26日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無い。厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

複数の元従業員の回答から、期間の特定はできないものの、請求者が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は平成7年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に亡くなっていることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の元従業員が記憶しているほかの従業員について、厚生年金保険の記録が確認できない者が複数いることから、事業主は、当時、全ての従業員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

さらに、請求者が居住している区の回答により、請求者が、請求期間を含む平成元年7月1日から平成23年4月14日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、請求者は、請求期間を含む平成元年7月1日から平成23年4月13日まで国民年金に加入し、請求期間のうち平成4年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500202号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500094号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日、並びにB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和53年11月1日から昭和54年1月1日まで
② 昭和54年4月28日から昭和55年10月1日まで

請求期間①について、私は、A社の社長から誘いを受け、前職での同僚1名と一緒に同事業所へ入社し、C業務担当者として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では当該期間が被保険者期間となっていないので、当該期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、厚生年金保険の被保険者記録では、私のB社における被保険者資格取得日が昭和55年10月1日になっているが、実際には昭和54年4月28日に入社しており、請求期間に支給された給料から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、同日を資格取得日として訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、A社の社長から誘いを受け、当該期間においてC業務担当者として勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主及び経理担当であった取締役は、請求者の勤務状況等については不明であると回答している。

また、請求者のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、請求期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる6名に照会したところ、回答のあった2名は、請求者を知らないと回答していることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者が、一緒に入社し、同じ仕事(C業務)を担当していたとして記憶している

同僚1名についても、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、被保険者記録が確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

請求期間②について、雇用保険の加入記録及び事業主の回答から、請求者が当該期間においてB社に勤務していたことが認められる上、事業主の回答などから当該期間当時、同事業所は適用事業所要件を満たしていたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、昭和55年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、請求期間当時の社会保険事務の担当者は、「昭和55年10月1日に会社が厚生年金保険の適用事業所になることに伴い、給与から厚生年金保険料の控除を開始する旨を口頭で従業員に説明した。適用事業所になる前の期間については、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と陳述している。

さらに、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は、賃金台帳等の資料を保管していないと回答していることから、請求者の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500214号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500095号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年2月21日から昭和60年12月21日まで

私は、請求期間にA社に勤務していた。しかしながら、厚生年金保険の記録では、請求期間が厚生年金保険の被保険者となっていないので、調査の上、請求期間の記録を訂正し、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社で勤務していた従業員の回答から、請求者は、請求期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、同社が保管している「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に請求者の氏名が見当たらず、請求者は、同社の厚生年金保険被保険者となっていないことから、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと回答している。

また、請求期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録のある複数の従業員は、同社では、当時、厚生年金保険の加入については希望制であった旨回答している上、請求者が同社の同僚として名前を挙げた者のうち1名は、オンライン記録において同社の同被保険者記録が確認できないことから、同社では、請求期間当時、従業員全てを厚生年金保険に加入させる取扱いとはなっていなかったことがうかがえる。

さらに、A社が提出した請求期間当時の「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載されている被保険者とオンライン記録における被保険者の記録は一致しており、当該資料中に請求者の氏名は無く、健康保険被保険者の整理番号に欠番は無い。

加えて、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。